



三崎経営労務事務所

2025
07. July

MISAKI LABOR AND MANAGEMENT OFFICE

NEWS LETTER

〒146-0082
東京都大田区池上 7-10-7
シーエントビル 4 階
TEL:03-3754-6424
FAX:03-3754-6427
MAIL:info@misakijim.com

今月のコンテンツ

- 01 みさきコラム
- 02 令和 7 年 3 月卒業者の就職状況と令和 8 年 3 月高校卒業予定の求人・募集スケジュール
- 03 職場での熱中症対策義務化
- 04 年休取得義務化 6 年目の現状
- 05 スタッフコラム（今月は都崎です）
- 06 中小企業の正社員賃上げ率 4.03%



みさきコラム

いつもお世話になっております。三崎です。

6月～7月は社労士事務所の繁忙期となります。年1回の「労働保険の年度更新」「社会保険の算定基礎届の手続き」があるからです。どちらも締め切りは7月10日です。労働保険の申告手続きは支払いが発生しますので先に取り組んで、6月中には保険料のお知らせを会社様にお送りします。社労士ソフトの更新の関係もあり、労働保険が終わってから社会保険の算定基礎届の作業に入ります。労働保険は1年間の賃金台帳を確認しますので、給与計算を承っていない会社様については、この時色々気づいてしまう事があります。一番多いのは「あら？昇給(降給)していた？」です。だいたいの会社様は昇給月が決まっているかと思いますが特別に昇給(降給)があったり、家族手当が支給されたり、通勤手当が変わったり、といった変化があると、月額変更届の対象になりますので、弊所としてはチェックいたします。遡及での対応となりますと、会社様・ご本人ともに給与精算などの手間が生じますので、給与支給額に変更があれば是非ともタイムリーにお知らせいただければ、と思います。毎年この業務が終わると、すこしホッといたします。



令和 7 年 3 月卒業者の就業状況と

令和 8 年 3 月高校卒業予定者の求人・募集スケジュール

令和 7 年 3 月卒業者の就職率

厚生労働省の取りまとめによると、令和 7 年 3 月に高校や中学を卒業した生徒について、令和 7 年 3 月末現在のハローワーク求人における高校新卒者の就職内定率は 99.0%（求人倍率 4.10 倍）、中学新卒者の就職内定率は 82.6%（同 2.67 倍）となっています。同じく令和 7 年 3 月卒業の大学生の就職率も 98.0%となっており、いずれも高水準を維持しています。

令和 8 年 3 月高校卒業予定者の求人・募集スケジュール

令和 8 年 3 月大学等卒業予定者の採用選考はすでに本格的にスタートしているところですが、令和 8 年 3 月高校卒業予定者の採用選考期日は以下の通りで、6 月からハローワークによる求人申込書の受付が始まっています。

○ハローワークによる求人申込書の受付開始…… 6 月 1 日

※ハローワークにおいて求人の内容が確認された後、学校に求人が提出されます。

○企業による学校への求人申込および学校訪問開始…… 7 月 1 日

○学校から企業への生徒の応募書類提出開始…… 9 月 5 日（沖縄県は 8 月 30 日）

○企業による選考開始および採用内定開始…… 9 月 16 日

職場での熱中症対策義務化

改正の概要

近年の猛暑や職場での熱中症による死傷災害の増加を受け、職場での熱中症対策が法的義務として強化されています。具体的には、令和 7 年 6 月 1 日、職場における熱中症対策の義務化を含む、改正労働安全衛生規則が施行されました。

対象となるのは、「W B G T（暑さ指数）28℃以上または気温 31℃以上の環境で、1 時間以上または 1 日 4 時間を超えての実施」が見込まれる作業です。これについて、熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

主な義務内容

・**報告体制の整備と周知**：「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備および関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、最適温度管理バディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や労働環境内での冷却装置等により、熱中症の重症状がある作業員を積極的に把握するように努める。

・**重篤化防止措置の準備と周知**：熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成および関係作業員への周知。

これらの措置を怠った場合、6 カ月以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金が科される可能性があります。従業員の命を守るためにも、また法令遵守のためにも、今後は作業環境の見直しや従業員への教育・訓練の実施がより一層重要となります。

詳細は、厚生労働省のパンフレット・リーフレットをご参照ください。【厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476824.pdf>

年休取得義務化 6 年目の現状

年次有給休暇のうち年 5 日の時季指定義務が法定されてから 6 年が経過しました。

厚生労働省の調査によると、時季指定義務の運用方法は次のような割合（10 人未満事業所を除く）になっています。

- ① 切替始めに計画年休制度により年 5 日を指定 16.3%
- ② 労働者の意見を聞いた上で使用者が年 5 日を指定 14.2%
- ③ 労働者の取得に委ねて年 5 日取得できている 62.0%
- ④ 労働者の意見を聞かずに使用者が年 5 日を指定 1.9%
- ⑤ 指定できておらず、年 5 日取得できていない 3.4%

制度運用の課題

企業規模別では、「企業規模 300～499 人」では①が 38.4%と他の企業規模（10 人未満を除く）の平均より約 3 倍も多くなっている一方、⑤が 9.1%と約 4 倍も多いことです。つまり、300～499 人規模の企業では年間計画を立てている企業が多い一方、年 5 日取得できていない労働者がいる企業も多いということです。

これは、従業員が増えることで管理が難しくなることを示しています。管理のためには制度化が必要ですが、一方で計画を立てすぎると柔軟な運用が難しくなり、現場の納得感も得られにくくなります。制度の運用方法を見直す際は、こうした点に留意することが重要です。

消滅年休の活用

また、2 年の時効を迎えた年次有給休暇については、「そのまま消滅」としている企業が 60.0%と多数を占める一方、「特別休暇等として積み立てている」企業は 6.6%にとどまっています。

こうした有効活用の取組みは、企業の魅力向上にもつながる可能性があります。

現在、人手不足や採用難が深刻化しており、今後は介護離職による労働力不足も懸念されています。

対策として、介護などの理由で年休を有効活用できる制度の導入を検討してみてもはいかがでしょうか。

スタッフコラム

先日、久しぶりに銀座に出掛ける機会がありました。

関西出身の私は、関東に来た 16 年前に初めて銀座を訪れた際、「ここが銀座かぁ・・・」と、テレビでしか見たことがなかった場所に自分がいることがとても不思議で、なんだか場違いな気もして、そそくさと帰宅したことを思い出しました。

つついネットショッピングに頼ってしまっている日々ですが、たまには実際に出掛けて、お店の雰囲気や味わったり、店員さんとお話したりすることで、新しい発見や出会いに繋がることに気付けた良い機会となりました。 都崎



中小企業の正社員賃上げ率 4.03%

中小企業の正社員賃上げ率 4.03% 実施しない企業も二極化傾向に

日本商工会議所・東京商工会議所は6月4日、「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果を発表しました。全国の会員企業を対象に調査したもので、2025年4月14日から5月16日にかけて行い、3,042社から回答を得ました。

定期昇給とベースアップを合わせた正社員の賃上げ率が平均で4%を超えましたが、一方で、賃上げしない企業も全体の2割に及び、二極化の傾向がみられるとしています。

◆賃上げを実施する企業は全体で約7割、20人以下の小規模企業で約6割

2025年度に賃上げを実施した企業（予定を含む）は69.6%と、前年より4.7ポイント低下しました。20人以下の小規模企業では57.7%で5.6ポイント低下しています。

また、現時点で「未定」との回答は23.5%で3.1ポイント上昇。価格転嫁の遅れや米国関税措置等で先行き不透明感を懸念する声もあり、昨年に比べ、「未定」の回答が増加しています。

◆正社員の賃上げ率は4.03%、昨年比0.41ポイントの増加

中小企業全体の正社員の賃上げ額（月給）は、加重平均で1万1,074円と、昨年より1,412円上回りました。賃上げ率は4.03%で、昨年対比では、0.41ポイント増加しています。

20人以下の小規模企業では、賃上げ額（月給）は加重平均9,568円、賃上げ率は3.54%で、昨年より0.20ポイントの増加です。

◆パート・アルバイトの賃上げ率は4.21%、昨年比0.78ポイントの上昇

パート・アルバイト等の賃上げ額（時給）は46.5円、賃上げ率は4.21%で0.78ポイントの増加です。

一方、20人以下の小規模企業では、賃上げ額は37.4円、賃上げ率は3.30%で、昨年より0.58ポイントの減少となっています。

賃上げ率は全体では4%を超えるなど、中小企業も賃上げに最大限努力していますが、小規模企業は全体と比較し賃上げ額・率ともに低位となっていることから、より重点的な支援が求められます。

【日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果】

https://www.jcci.or.jp/20250604_research.pdf